

令和 8 年分 国民健康保険税 納入済額確認書



令和 8 年中に国民健康保険税を納めた世帯の納税義務者宛てに、国民健康保険税納入済額確認書を郵送します(11月13日金送付予定)。今年分の年末調整や所得の確定申告時に使用してください。

📞 税務課(1 階)
☎561-2308、📠561-2479



市の公共施設で 通話録音装置を 導入します



カスタマーハラスメント対策や職員の対応の品質向上のため、市内の全ての公共施設で、電話の通話録音を開始します。ご理解をお願いします。

🕒 12月1日(火)～
📞 職員課(7 階)
☎561-2314、📠561-2490

「草津っ子 サポート事業」を 拡大しました



市では、子育て世帯の負担を軽減するため、家事・育児を支援するホームヘルパーを派遣しています。6 月から対象年齢や上限時間を拡大しましたので、ぜひご利用ください。

🕒 月～金曜日(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
・子ども 1 人につき 3 歳の誕生日前日まで利用できる18時間分の利用券を配布
・1 日 1 回 2 時間まで(通院などの介助は 4 時間まで)
📍 市内在住で、3 歳未満の子どもを養育している家庭

💰 1 時間500円
🗂️ 託児ではないため、必ず保護者と子どもが一緒のときにご利用ください
📝 利用希望日のおおむね10日前までに、電話で

📞 申・問 こども家庭若者課
(さわやか保健センター 2 階)
☎561-2364、📠561-6780



社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書の発行



令和 8 年の 1～9 月に国民年金保険料を納付した人に、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が届きます。保険料は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象ですが、控除を受けるには、納めたことを証明する書類の添付が必要ですので、年末調整や確定申告まで、大切に保管してください。

※ねんきんネットで申請をすると、電子控除証明書を入手することができます(電子控除証明書を申請した人には、紙での控除証明書は届きません)

11月「ねんきん月間」
～11月30日は年金の日～

公的年金制度を身近に感じ、理解を深めることを目的に、普及・啓発活動を行っています。

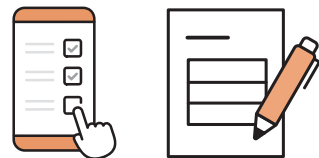
📞 問 ・日本年金機構 草津年金事務所
国民年金課(西渋川一)
☎567-2220、📠562-9638
・保険年金課(1 階)
☎561-2367、📠561-2480

まちづくりについて の市民意識調査に ご協力ください



市政運営の参考にするため、無作為に抽出した 18 歳以上の市民 3,500 人に、市の取り組みへの意識をお聞きします。調査票は、郵送で送りますので、届いた場合はご協力をお願いします。
※インターネットでも回答できます

● 調査開始
11月上旬
● 回答方法
11月24日(火)まで(消印有効)に、郵送かインターネットで
📞 問 企画調整課(7 階)
☎561-2320、📠561-2489



コンビニでの証明書発行の停止

住民記録や税などの業務を取り扱う情報システムを、国が定める新システムに移行します。移行作業の実施に伴い、コンビニでの全ての証明書の発行を、以下の期間で停止します。ご理解をお願いします。下記停止期間中であっても、窓口や郵送、電子申請サイトからの申請は可能ですので、ご活用ください。

🕒 11月24日(火)～12月7日(月)
📞 問 【住民票・戸籍などについて】市民課(1 階) ☎561-2344、📠561-2492
【所得証明書などについて】税務課(1 階) ☎561-2308、📠561-2479



住民票などの
申請はこちら



市税の
証明書などの
申請はこちら

年に一度の特定健診で未来の健康を守りましょう！ 今年度の受診はお済みですか？

「体調は悪くないから」と思っている、生活習慣病は自覚症状が出にくいのが特徴です。病気に気付かないまま放置すれば重症化し、心筋梗塞や脳卒中、腎不全など、命に関わる病気に発展する可能性があります。また、健康への影響だけでなく、医療費の増加にもつながります。生活習慣病の多くは、きちんと健康管理すれば重症化を防ぐことができる病気です。未来の健康を守る一歩として、年に一度の無料で受けられる特定健診をぜひ受けましょう！詳しくは、市ホームページか特定健診の特設サイトをご覧ください。

🕒 来年 2 月 28 日(日)まで
📍 対 40～74 歳の草津市国民健康保険加入者
📞 申・問 保険年金課(1 階)
☎561-2366、📠561-2480



特定健診の
特設サイト



市ホーム
ページ

